



第4回 番号制度に係る地方税務システム検討会 資料

資料1

地方団体へのヒアリング結果のご紹介 (中間報告)

(番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究)

平成24年2月9日

大和総研ビジネス・イノベーション

Daiwa Institute of Research Business Innovation

地方団体へのヒアリング結果のご紹介 (1/4)

1 ヒアリング調査の概要

本ヒアリング調査では、調査研究で実施したアンケート調査の実地調査並びに番号制度導入の影響調査として、現行の個人特定作業等の作業内容、作業手順を確認するとともに、費用便益分析に必要な基礎資料の収集として、個人特定が困難なケースの割合やその作業時間等を聴取した。

ここでは、住民数(地方団体の規模)、利用システムの態様等を勘案して抽出された地方団体6団体のうち、平成24年2月9日時点で終了した5か所の地方団体について、ヒアリング調査結果の一部をご紹介します。

主なヒアリング項目

- 確定申告書等の申告書の個人特定作業の具体的な作業内容、作業フロー(作業手順)と、それぞれの作業の作業時間、個人特定が困難なケースのおよその発生割合
- 固定資産税、軽自動車税等の課税資料作成における個人特定作業の具体的な作業内容、作業フロー(作業手順)と、それぞれの作業の作業時間、個人特定が困難なケースのおよその発生割合
- 転入に伴う年金、介護給付等の受給者の所得情報照会(転出市町村への照会)の作業内容、作業フロー(作業手順)と、それぞれの作業の作業時間
- 他の行政機関からの税情報照会について、提供先機関、提供情報
- 他の行政機関への税情報照会について、照会先機関、照会情報 など

No.	住民数	団体区分	地域	ヒアリング実施日	課税管理システムの類型	備考
1	50万人超	指定都市	関東	平成24年1月18日	汎用機系—独自開発 (1997年1月導入)	• 収納管理、固定資産税は宛名管理が別となっている。 • 住登外者のデータ管理数/住民数=約40%
2	約10万人	一般市	東海	平成24年1月31日	オープン系サーバ —カスタマイズパッケージ (2012年1月導入)	• 統一性の高い宛名管理がなされている。 • 住登外者のデータ管理数/住民数=約81% (注2) (注3)
3	約7万人	一般市	東海	平成24年1月31日	汎用機系—独自開発 (1986年4月導入)	• 統一性の高い宛名管理がなされている。 • 住登外者のデータ管理数/住民数=約50% (注2) • システム刷新の予定あり
4	約5万人	一般市	関西	平成24年1月27日	オープン系サーバ —ノンカスタマイズパッケージ (2010年3月導入)	• 統一性の高い宛名管理がなされている。 • 住登外者のデータ管理数/住民数=200%超 (注4)
5	約4万人	町村	九州	平成24年2月3日	オープン系サーバ —カスタマイズパッケージ (2010年10月導入)	• 統一性の高い宛名管理がなされている。 • 住登外者のデータ管理数/住民数=約83% (注4)

(注1) ここで、住民(住登者)とは、市町村の区域内に住所を有する者(日本国籍を有する者及び住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民を含む)を指す。

ここで、住登外者とは、市町村で宛名管理、課税管理などのために、便宜的に住民以外で情報が保持・管理されている個人を指す。

(注2) システムの住登外マスタに法人(事業所)のデータ管理数も含まれるケースであるが、ここでは法人(事業所)のデータ管理数は除いている。

(注3) 旧システム(汎用機—独自開発の課税管理システム)での住登外者のデータ管理数。

(注4) 住登外者のデータ管理数に履歴データを含む。

地方団体へのヒアリング結果のご紹介 (2/4)

2 個人特定作業

(1) 申告書等の処理における個人特定作業

確定申告書

- ・確定申告書の情報をデータ化したものについて、賦課期日時点の課税管理システムのデータとデータ突合を行う(システム一括処理)。
- ・システム一括処理で突合できないデータを、職員が1件1件課税管理システムによって検索し、突合する。
- ・システム一括処理で突合できないデータの割合は、2%~10%(5%前後が多い)。検索にかかる時間は0.5分~2分。

給与支払報告書

- ・システム突合と個人特定作業については、確定申告書とほぼ同じ。
- ・システムで突合できないデータの割合は、4%~30%(5%前後が多い)。検索にかかる時間は0.5分~2分。
(給与支払報告書では住登外者が多く含まれることが影響していると考えられる。
また、地方団体間で突合キーや作業手順が異なり、突合できないデータの割合に幅がある。)

公的年金等支払報告書

- ・システム突合と個人特定作業については、確定申告書とほぼ同じ。
- ・システムで突合できないデータの割合は、3%~5%(5%前後が多い)。検索にかかる時間は0.5分~2分。

住民税申告書

- ・ヒアリングした全ての地方団体において、プレ申告書で税宛名番号等の個人識別番号を記載した上で送付しているため、システムで個人特定できないデータはほとんどない。

地方税法第294条第3項通知

- ・一括処理される規模の大きな地方団体からの通知で個人特定作業が発生しているが、あらかじめ電話照会(その際に検索(1分程度)する)する地方団体もあり、後者では個人特定が困難となるケースはほとんどない。

法定調書等(個人)

- ・税務署から地方団体への法定調書等の提供の時期や取扱いについては、地方団体間で相違が見られる。

(注) 作業時間は、いずれも1件あたりの処理にかかる時間。(定性的な回答)

(2) 固定資産税、軽自動車税(個人)の課税資料作成処理における個人特定作業

固定資産税

- 登記所(法務省)から送付される「登記済通知書」をトリガとして課税管理システムのデータ整備を行っている地方団体が多い。
(「登記済通知書」の氏名は漢字のみで姓と名が繋がっており、読み方がわからないと特定が困難になる。)
- 職員が1件1件課税管理システムによって検索し、突合している。
- 特定が困難な割合は、2%~10%(住登外者の影響がある)。特定にかかる時間は0.5分~5分。
- 固定資産税は、納税義務者に占める住登外者の割合が高い。
- 納税者が住所変更した場合の届出が義務化されておらず、納税通知書の不着返戻が相当数ある。
住登外者については、納税通知書の不着返戻から住所の調査等を開始する。
その際、住民基本台帳の除票、他市町村への照会、戸籍附票などが利用されている。

軽自動車税

- 軽自動車検査協会を経由して送付される「軽自動車税申告書」をトリガに課税管理システムのデータ整備を行っている。
- 新規取得の場合は、職員が所有者の氏名・住所により、1件1件課税管理システムによって検索し、突合している。
特定が困難な割合は、2%~5%。特定にかかる時間は0.5分~2分。
- 一方、名義変更、廃車の場合は、自動車の登録ナンバーを検索のキーとして利用している。突合できないケースはない。
- 納付書の不着返戻(全体の1%以下)があれば、住所の調査等を行なう。

(注) 作業時間は、いずれも1件あたりの処理にかかる時間。(定性的な回答)

地方団体へのヒアリング結果のご紹介 (4/4)

3 他の行政機関との照会に係る作業

(1) 添付書類(所得証明書)の取得 (市町村－他の行政機関)

所得証明書

- ・窓口での所得証明書の交付にかかる時間は、1.5分～4分程度 (未申告の場合、該当者が特定できない場合を除く)
- ・年金支給申請、扶養認定(健康保険など)のための証明書取得が、3割～5割程度。
その他、県営住宅、市営住宅申請、授業料減免・育英資金申請、外国人の在留資格申請、金融機関への融資申請のための証明書取得がある。

(2) 市町村を跨った受給資格確認に係る所得情報照会 (市町村－市町村)

- ・他市町村からの転入者で介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療等の受給者等については、全件転出市町村への照会を行っている地方団体が多い。
- ・照会文書作成等の時間は、3分～10分程度。

(3) 他の行政機関との税情報照会 (市町村－市町村)

- ・他の行政機関への照会は、(市町村)扶養関係の照会、(市町村)課税状況の照会(滞納整理に係る照会を含む)に係る照会が多い。
なお、扶養関係の照会では、まとめて特定の時期に行う地方団体が多い。
また、滞納整理に係る照会では、まとめて照会を行なうなどの例がみられる。
- ・照会発は、システム処理でリスト化した上で、照会文書作成等を行なう。照会文書作成等の作業時間は、5分～10分程度。
- ・他の行政機関からの照会は、(市町村、税務署)課税状況の照会(滞納整理に係る照会を含む)、(税務署)固定資産保有状況に係る照会が多い。
- ・照会受は、システムの検索・確認、照会回答文書作成等で、作業時間は、5分～15分程度。

(ヒアリング結果より抜粋)

「他の行政機関への税情報照会で、滞納整理に係る照会については、6月～7月に年1回まとめて行っている。」

(注) 作業時間は、いずれも1件あたりの処理にかかる時間。(定性的な回答)